様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2025　年　4　月　22　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） みつびしじしょかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 三菱地所株式会社  （ふりがな） なかじまあつし  （法人の場合）代表者の氏名 中島 篤  住所　〒100-8133  東京都千代田区大手町1-1-1　大手町パークビル  法人番号　2010001008774  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 三菱地所グループ長期経営計画2030 | | 公表日 | 2020年　　1月　　24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページのIR情報  <https://www.mec.co.jp/assets/img/plan2030/plan200124.pdf>  p.4, p.33-p.36 | | 記載内容抜粋 | 「ノンアセット事業における成長戦略：AI・ロボティクス等の最新テクノロジーの積極活用」  「テクノロジー活用での目指す姿：テクロノジーを活用した施設運 営管理の外部提供・コンサル ティング業務 • デジタル化した不動産を外部 パートナーも活用可能とするこ とで新たな事業機会を獲得」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認を得た経営計画である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ・統合報告書2024  ・三菱地所デジタルビジョン  ・プレスリリース「組織改正、代表執行役の異動並びに人事異動等に関するお知らせ」  ・プレスリリース「DX 人財育成、グループ会社含む全社員約 1 万名に実施」  ・弊社専任職（デジタル・IT）採用サイト  ・弊社コーポレートサイト「DX推進」ページ | | 公表日 | ・統合報告書2024：2024年8月28日  ・三菱地所デジタルビジョン：2021年6月23日  ・プレスリリース「組織改正、代表執行役の異動並びに人事異動等に関するお知らせ」：2020年1月23日  ・プレスリリース「DX 人財育成、グループ会社含む全社員約 1 万名に実施」：2022年9月27日  ・弊社専任職（デジタル・IT）採用サイト：2020年内  ・弊社コーポレートサイト「DX推進」ページ：2020年内 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・統合報告書2024：弊社ホームページのIR情報p.53  <https://www.mec.co.jp/assets/img/annual/integratedreport2024j_p.pdf> ・三菱地所デジタルビジョン：プレスリリース<https://www.mec.co.jp/news/archives/mec210623_digitalvision.pdf> ・プレスリリース「組織改正、代表執行役の異動並びに人事異動等に関するお知らせ」：https://www.mec.co.jp/news/archives/mec200123\_soshikijinji.pdf  ・プレスリリース「DX 人財育成、グループ会社含む全社員約 1 万名に実施」：https://www.mec.co.jp/news/archives/mec220927\_media-academy.pdf  ・弊社専任職（デジタル・IT）採用サイト：<https://career.mec.co.jp/dx/job/02.html>  ・弊社コーポレートサイト「DX推進」ページ：<https://www.mec.co.jp/service/dx/> | | 記載内容抜粋 | 【統合報告書】  ・社会課題を背景とした潜在ニーズに対し、取得可能なデータを蓄積・分析して新たな収益機会を模索  ・不動産事業で培った知見を活用し、外部パートナーとも積極的に連携してビジネス領域を拡大し、そこで生まれた事業構想の検証フィールドとして、当社グループが 保有・ 管理する多様な不動産ストックを活用（これまでの取り組み：エレシネマ、エコファニ、5Gインフラシェアリングなど）  ・全グループ横断的な生産性向上施策として、IT技術・ ツールの活用による業務の自動化・省力化を推進  ・テクノロジーを活用して不動産関連業務の効率化・高度化を推進するとともに、不動産に新たな価値・ 機能を創出  ・CVC（BRICKS FUND TOKYO）や国内外のVCを通じた出資等を積極的に行い、オープンイノベーションを推進するとともに、社内からの新たなビジネスシーズを発掘する新事業 提案制度（MEIC）等も活用して、社内外両面からの新たなビジネス創出を推進  【三菱地所デジタルビジョン】  ・オン・オフラインを自由に行き来する体験の提供を通じ、真に社会や個人の課題に寄り添う。  ・事業横断的なデータや好意的に提供される個人のデータの分析・活用により、体験がアップデートし続ける  ・まちの関係者とオープンにつながるエコシステムを構築、多様なプレイヤー参加と協創を促進する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会承認済みの長期計画の方針に則った記載内容である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 推進体制：弊社プレスリリース(p.2)  人材育成：弊社プレスリリース | | 記載内容抜粋 | 【推進体制】  2020年4月、新事業創出並びにデジタルトランスフォーメーションの活用による新たな収益源の獲得を目的とし、「新事業創造部」、「DX推進部」を新事業創出機能グループに移設する。 【人材育成】  三菱地所株式会社は、オフラインとオンラインが融合する新しい暮らしとまちづくりを目指す「三菱地所デジタルビジョン」に取り組んでおりますが、このほど、グループ会社を含む全ての社員（約 1 万人）を対象としたDX人財育成プログラム「MEDiA（MEC Digital Academy）」を開設、研修を開始いたします。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社専任職（デジタル・IT）採用サイト  弊社コーポレートサイト 「DX推進」ページ | | 記載内容抜粋 | 【専任職（デジタル・IT）採用サイト】  「アプリ領域」では、BPRを実現するための新規システム導入や既存システムのリプレース、RPAやSaaSサービスを活用した生産性向上などを手がけています。 「インフラ領域」は、次世代の事業や働き方を見据えたITインフラの刷新、CCoE（Cloud Center of Excellence）活動、データ連携・分析基盤の構築、SMO（Service Management Office）によるITインフラの安定運用などを担っています。 【コーポレートサイト「DX推進」ページ】  働き方の見直しや業務効率化のニーズを受け、ゼロトラストの導入などを通じたITインフラ構築を進めています。高度化するプロジェクトやアプリケーションの刷新、電子化・自動化推進プロジェクトなどを通じ、デジタルの力で当社グループ全体のプロセスイノベーションを実施。請求書の電子化や営業情報収集の自動化など、大幅な労働時間の削減を実現しました。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 三菱地所グループ長期経営計画2030 | | 公表日 | 2020年　　1月　　24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社ホームページのIR情報 p.33  <https://www.mec.co.jp/assets/img/plan2030/plan200124.pdf> | | 記載内容抜粋 | テクノロジーを活用することで業務の効率化・高度化とともに新たな事業を展開」「社会課題を背景とした潜在ニーズに対し、B to C／B to B to C に着⽬した新たな事業を展開し収益機会を拡大」により、2030年に250～300億円程度の増益を目指す。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 統合報告書2021：2021年8月6日 | | 発信方法 | 統合報告書2021 p.13  <https://www.mec.co.jp/assets/img/annual/integratedreport2021.pdf> | | 発信内容 | デジタル技術の活用を通じた新領域への事業拡大や、リアルとデジタル（オフライン・オンライン）を融合させた体験サービスの提供等を掲げている。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年4月 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析、IPAの自己診断結果入力サイトより入力 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年4月～ | | 実施内容 | サイバーセキュリティリスクの増大と当該リスク対応への社会的要請が高まっていることから、更なる体制強化のため「CISO」および「DX推進部」に「サイバーセキュリティ推進室」を設立。サイバーセキュリティの取り組み状況を定期的に開催するリスク・コンプライアンス委員会にて経営陣への報告を実施。  また、情報管理関連規程（情報管理・個人情報保護・情報システム・サイバーセキュリティ・インシデント対応に関する規定）を整備して管理を行っており、教育・訓練、定期的な規程の見直しおよび継続的なモニタリングや監査により管理の徹底を図っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。